

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	1-31
処分の種類	休業による漁業権行使停止中の漁業許可の取消			
根拠法令条例等・条項	漁業法第36条第4項で準用する第37条第1項			
処分の概要	漁業権者が漁業権行使停止中に認められた漁業について、休業したことによる漁業許可の取消			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】漁業法 (休業による漁業権の取消し) 第三十七条 免許を受けた日から一年間、又は引き続き二年間休業したときは、都道府県知事は、その漁業権を取り消すことができる。</p>			
基準の制定根拠	—			